大田区 地域生活支援拠点等整備推進 モデル事業

大田区福祉部障害福祉課 大田区立障がい者総合サポートセンター

目次

•	大田区の紹介・・・・・・・・・・・P	3
•	事業目的及び事業実施主体・・・・・・・P	1
•	事業要旨・・・・・・・・・・・・・P	5
•	大田区「面的整備型」地域支援拠点の整備イメージ・・・P	6
•	事業内容・・・・・・・・・・・・・P′	7
•	必要な機能の具体的内容・・・・・・・・P	3
•	今後の課題・方針・・・・・・・・・・P1	0

大田区の紹介



事業目的および事業実施主体

【事業目的】

- 大田区内に地域生活支援拠点等を整備する。 (第4期障害福祉計画 平成27~29年度:新規、必須事項)
- 高齢化、親なき後を見据えて地域での暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を充実させるため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ、地域生活支援拠点等の整備を図っていく。

【事業実施主体】

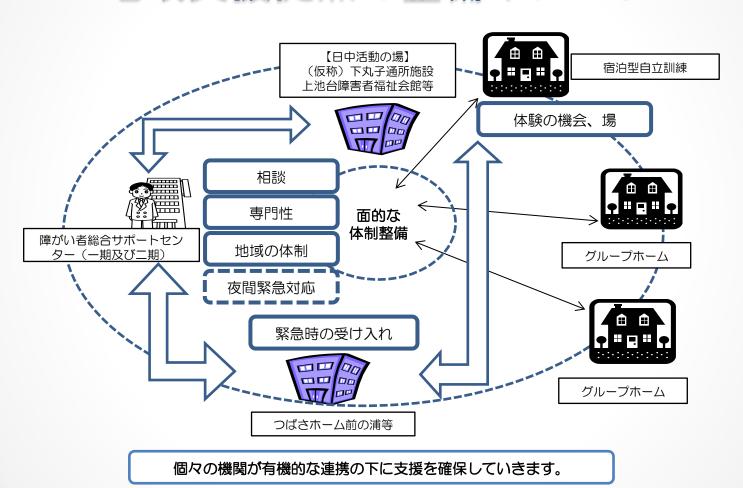
大田区

事業要旨

- ○基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点等 の面的整備事業
- ○高度な専門性を有し、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターであり、さらに居住支援、地域交流支援、就労支援の機能を兼ね備えた「大田区立障がい者総合サポートセンター」を中心として、既存施設の機能拡充により地域生活支援拠点等の面的な体制整備を目指す。

大田区「面的整備型」

地域支援拠点の整備イメージ



• 6

事業内容

【準備委員会等の開催】

○ 大田区自立支援協議会の開催 相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉の課題について具体的に検討 平成27年度:本会(3回)、専門部会(5部会 49回)、

全体討議会(4回)、研修会(2回)等開催

【研修の実施】

○ 「大田区障がい福祉従事者人材育成基本方針」に基づき個別研修を実施 平成27年度:26研修を実施(相談支援従事者初任者研修等)

【専門家の招聘】

○ 人材育成やネットワークについて、学識経験者の専門的な見地からスーパーバイスを実施

平成27年度:12回実施(基幹相談支援センターのあり方等)

必要な機能の具体的内容①

①相談

- ○基幹相談支援センターにおいて専門相談等の実施
 - ・社会福祉士・精神保健福祉士・看護師・介護支援専門員等の 資格を持つ相談支援専門員を配置
 - ・精神科医師、臨床心理士などによる専門相談を実施
- ○基幹相談支援センターを中心に区内相談支援体制の整備
 - ·相談支援事業所連絡会
 - 身体障害者相談員、知的障害者相談員などとの連携
 - ・ピアカウンセリング事業の実施
- ○大田区障がい者就労支援センター
 - ・障がい者就労に関する相談
- ②体験の機会・場
- 地域生活の体験の機会・場を整備していく。
 - ・宿泊型自立訓練施設と連携
 - ・日中活動の場の整備(生活介護、就労継続支援B型)
- ③緊急時の受け入れ
- 短期入所、緊急一時保護事業の実施、実施事業者との連携
 - ・区内4か所の短期入所施設
 - ・区独自事業の緊急一時保護

•8

必要な機能の具体的内容②

- ④専門的人材の確保・養成
- ○「大田区障がい福祉従事者人材育成事業基本方針」のもとに個別研 修を企画・実施
 - ・「障害者の地域生活を支える原点は人材である」事に鑑み、事業所 や法人の枠を超えて「オール大田」で支援できる人材の育成
- ・相談支援専門員初任者研修、障害者虐待防止法研修、ケアマネージ メント研修など26研修を実施。(平成27年度実績)
- ・就労支援にかかわる研修の実施(障がい者就労支援センター)
- ⑤地域の体制つくり
- 〇区内相談支援事業所連絡会事務局
- ○区内グループホーム世話人向け研修
- 〇大田区障害者就労促進担当者会議
- ○大田区自立支援協議会の活用
- 〇スーパーバイス

今後の課題・方針

- ○体験の機会・場の整備
 - ・新設の他、既存の施設の充実、連携
- ○人材育成事業の推進
- ○居住の場の確保
 - ・グループホーム整備の支援
- ○多機能型地域生活支援拠点の整備
 - ・障がい者総合サポートセンター二期工事で 機能拡充